

第十五章 政府調達

第十五・一条 定義

この章の規定の適用上、

「建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約」とは、契約上の取決めであつて、その主たる目的が物理的基盤、工場、建築物、施設又は他の政府所有の建造物の建設又は復旧であり、かつ、供給者による当該契約上の取決めの実施の対価として、調達機関が当該供給者に対し、このような建造物について定められた期間の一時的な所有権を与えるもの又は契約期間中当該建造物を管理し、及び運営し、並びに当該建造物の使用に対する支払を要求する権利を与えるものをいう。

「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又はサービスをいう。

「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むこと及び複製することができ、並びに後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができ

る。

「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であつて、当該調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出するよう招請するために行う公示をいう。

「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくはサービスを組み入れること、国内の供給者を利用すること、技術の使用を許諾すること、技術移転を行うこと、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又は締約国内の開発を奨励し、若しくは締約国の国際収支を改善するためのこれらと同様の措置をとることを要求する条件又は約束をいう。

「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

「調達機関」とは、附属書十五―Aに掲げる機関をいう。

「公表」とは、公衆に広く配布され、かつ、公衆が容易に閲覧可能である紙面又は電子的手段により情報

を周知させることをいう。

「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。

「選択入札」とは、調達機関が資格を有する供給者のみに対し入札の招請を行う調達方法をいう。

「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

「供給者」とは、調達機関に物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。

「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。

- (a) (i) 調達される物品の特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産の工程及び方法
- (ii) 調達されるサービスの特性又は提供の工程若しくは方法（適用される行政規則を含む。）
- (b) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第十五・二条 適用範囲

この章の規定の適用

- 1 この章の規定は、対象調達に係る措置について適用する。
 - 2 この章の規定の適用上、「対象調達」とは、次の(a)から(e)までの要件を満たす政府調達をいう。
 - (a) 附属書十五―Aの各締約国の表に掲げる物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。
 - (b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）、建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約を含む契約により行われること。
 - (c) 調達計画の公示を行う時点において、8及び9の規定により見積もられた価額が、附属書十五―Aの締約国の表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) この協定の適用範囲から除外されていないこと。
- 適用を受けない活動
- 3 この章の規定は、附属書十五―Aの締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては、適用しない。
 - (a) 土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ

- (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国（その調達機関を含む。）が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈与、借款、出資、保証、補助金、財政による奨励及び支援の約束を含む。）
- (c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得
- (d) 公共部門への雇用契約
- (e) 次に掲げる調達
 - (i) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達
 - (ii) 国際機関により供与された資金又は外国による若しくは国際的な贈与、借款若しくは他の援助により供与された資金で行う調達であつて、当該国際機関又は当該贈与、借款若しくは他の援助を行った者の調達の手続又は条件が適用されるもの。ただし、当該国際機関又は当該贈与、借款若しくは他の援助を行った者が適用する手続又は条件が供給者の参加を制限しない場合には、その調達は、第十五・四条（一般原則） 1 の規定に従って行うものとする。

(iii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手續又は条件により行われる調達

(f) 調達機関が属する締約国の領域外で当該調達機関が行う物品又はサービスの調達であつて、当該締約国の領域外における消費のために行われるもの

締約国の表

4 各締約国は、附属書十五-Aの自国の表において次に掲げる情報を特定する。

- (a) 第A節（中央政府の機関）においては、その調達がこの章の規定の適用を受ける中央政府の機関
- (b) 第B節（地方政府の機関）においては、その調達がこの章の規定の適用を受ける地方政府の機関
- (c) 第C節（その他の機関）においては、その調達がこの章の規定の適用を受けるその他の機関
- (d) 第D節（物品）においては、この章の規定の適用を受ける物品
- (e) 第E節（サービス）においては、この章の規定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）
- (f) 第F節（建設サービス）においては、この章の規定の適用を受ける建設サービス
- (g) 第G節（一般的注釈）においては、一般的注釈

- (h) 第H節（基準額の調整方式）においては、適用される基準額の調整方式
- (i) 第I節（調達に関する情報）においては、第十五・六条（調達に関する情報の公表）2の規定により要求される公表に関する情報

(j) 第J節（経過措置）においては、第十五・五条（経過措置）の規定に基づく経過措置
 遵守

5 各締約国は、自国の調達機関が対象調達を行うに当たりこの章の規定を遵守することを確保する。

6 いずれの調達機関も、この章に規定する義務を回避することを目的として、調達のいかなる段階においても調達を作成し、若しくは企画してはならず、別個の調達として立案し、若しくは分割してはならず、又は調達価額を見積もるための特定の方法を使用してはならない。

7 この章のいかなる規定も、締約国（その調達機関を含む。）が新たな調達に関する政策、手続又は契約の方法を作成することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該政策、手続又は契約の方法がこの章の規定に反しないものであることを条件とする。

評価

- 8 調達機関は、調達が対象調達であるかどうかを確認するために調達価額を見積もるに当たり、次に掲げるものを考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額によるものとする。
- (a) 全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料、利子その他契約に規定する収入源を含む。）
 - (b) 選択権条項を適用したときの価額
 - (c) 同一の調達において、同時に又は一定の期間にわたり、一又は二以上の供給者と締結する契約
- 9 調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額が明らかでない場合には、当該調達は、この協定の別段の規定により除外されない限り、対象調達とみなす。

第十五・三条 例外

1 この章のいかなる規定も、締約国（その調達機関を含む。）が、次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は締約国間の国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

- (a) 公衆の道德、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
 - (c) 知的財産の保護のために必要な措置
 - (d) 障害者、慈善団体、非営利団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置
- 2 締約国は、1(b)の規定には、環境に関する措置であつて、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものを含むことを了解する。

第十五・四条 一般原則

内国民待遇及び無差別待遇

- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービス並びに他の締約国の供給者に対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。この1に規定する義務については、この協定に基づいて他の締約国の物品、サービス及び供給者に与えられる待遇についてのみ定める。
- (a) 国内の物品、サービス及び供給者

(b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行ってはならない。

(a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。

(b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

3 対象調達のために締結される契約に基づく全ての発注は、1及び2の規定に従って行う。

調達の方法

4 調達機関は、第十五・九条（供給者の資格の審査）又は第十五・十条（限定入札）の規定が適用される場合を除くほか、対象調達について公開入札の手続を用いる。

原産地規則

5 各締約国は、物品に関する対象調達について、通常の貿易において当該物品について適用する原産地規則を適用する。

調達の効果を減殺する措置

6 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達のいかなる段階においても調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。

調達に固有ではない措置

7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

電子的手段の利用

8 締約国は、対象調達について、調達に関する情報の公表、公示、入札説明書の公表、入札書の受領等が電子的手段により行われる機会を提供するよう努める。

9 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。

(a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関するものを含む。）であって、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性

のあるものを利用して行われることを確保すること。

- (b) 供給者が提供する情報（参加申請及び入札を含む。）の信頼性を確保する仕組みを設け、及び維持すること。

第十五・五条 経過措置

1 開発途上国である締約国（以下この条において「開発途上締約国」という。）は、他の締約国の同意を得て、附属書十五―Aの締約国の表の第J節（経過措置）に定める経過期間中に、同節の規定に従い、次の一又は二以上の経過措置を採用し、又は維持することができる。経過措置については、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用する。

- (a) 価格に関する優遇措置に係る計画。ただし、次のことを条件とする。
 - (i) 当該計画が開発途上締約国を原産地とする物品又はサービスを含む入札の部分に限り優遇措置を提供するものであること。
 - (ii) 当該計画が透明性のあるものであり、かつ、当該優遇措置の内容及び当該優遇措置が調達において適用されることが調達計画の公示において明確に記述されること。

(b) 調達の効果を減殺する措置。ただし、調達計画の公示において、当該調達の効果を減殺する措置を課することに係る要件又は当該調達の効果を減殺する措置を課することが考慮されることが明確に示される場合に限る。

(c) 特定の機関又は分野の段階的な追加

(d) 当該開発途上締約国の通常の基準額よりも高い基準額

2 締約国は、開発途上締約国によるこの章の規定（前条（一般原則）1(b)の規定を除く。）に基づく義務の適用を、当該開発途上締約国が当該義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。当該義務の履行のための期間は、当該義務を履行するために必要な期間に限る。

3 2の規定に基づき義務の履行のための期間について交渉した開発途上締約国は、合意された当該履行のための期間、当該履行のための期間の対象となる特定の義務及び自国が当該履行のための期間中に従うことに同意した暫定的な義務を附属書十五―Aの自国の表に掲げる。

4 この協定が開発途上締約国について効力を生じた後、他の締約国は、当該開発途上締約国の要請に応じ、次のことを行うことができる。

(a) 1の規定に基づいて採用され、若しくは維持された措置に関する経過期間又は2の規定に基づいて交渉された履行のための期間を延長すること。

(b) 予見されなかった特別な状況において、1の規定に基づく新たな経過措置を採用することを承認すること。

5 1若しくは4の規定に基づく経過措置、2の規定に基づく履行のための期間又は4の規定に基づく延長につき交渉した開発途上締約国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの章の規定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上締約国は、他の締約国に対しそれぞれの措置を第二十七・七条（締約国別の経過期間に関する報告）の規定に基づき速やかに通報する。

6 各締約国は、開発途上締約国によるこの章の規定の実施に関連する当該開発途上締約国からの技術協力及び能力開発の要請を考慮する。

第十五・六条 調達に関する情報の公表

1 各締約国は、対象調達に関連する一般に適用される措置を速やかに公表し、その公表された情報の変更

又は追加について速やかに公表する。

2 各締約国は、1に規定する情報を公表するため並びに次条（調達計画の公示）、第十五・九条（供給者の資格の審査）3及び第十五・十六条（落札後の情報）3の規定により必要とされる公示を行うために自国が用いる紙面又は電子的手段を附属書十五―Aの自国の表の第I節（調達に関する情報）に掲げる。

3 各締約国は、要請に応じ、1に規定する情報に関する照会に回答する。

第十五・七条 調達計画の公示

1 調達機関は、第十五・十条（限定入札）に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書十五―Aに掲げる適当な紙面又は電子的手段により調達計画の公示を行う。当該調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に応ずるための期間の満了の時まで又は入札書を提出する期限まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。

2 調達計画の公示については、電子的手段により閲覧することができる場合には、次の機関について無償で行う。

(a) 附属書十五―Aに掲げる中央政府の機関（単一の窓口を通じて行う。）

(b) 附属書十五―Aに掲げる地方政府の機関及びその他の機関（単一の電子的な窓口のリンクを通じて行う。）

3 この章に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。ただし、当該調達計画の公示と同時に全ての関心を有する供給者が無償で入手することが可能とされる入札説明書において当該情報が提供される場合は、この限りでない。

(a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を手入手するために必要な情報並びに当該文書が有償の場合にはその入手のための費用及び支払条件

(b) 公示された調達についての説明（適当な場合には、調達されるべき物品若しくはサービスの特質及び数量並びに選択権についての説明又は当該数量が不明な場合には当該数量の見積りを含む。）

(c) 適当な場合には、物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(d) 適当な場合には、公示された調達の参加申請書を提出する場所及び最終期日

(e) 入札書の提出の場所及び最終期日

(f) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言

語で提出することが可能な場合に限る。）

(g) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（当該供給者が提出しなければならない特定の文書又は証明書についての関連する要件を含むことができる。）

(h) 調達機関が第十五・九条（供給者の資格の審査）の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(i) 公示された調達にこの章の規定が適用される旨の記述。ただし、当該記述が前条（調達に関する情報の公表）2の規定に従って公表される情報により公に入手することができない場合に限る。

4 3の規定は、調達計画の公示が3に規定する全ての情報を含む場合には、締約国が入札説明書に手数料を課することを妨げるものではない。

5 この章の規定の適用上、各締約国は、調達計画の公示に英語を用いるよう努める。

調達予定の公示

6 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、将来予定されている調達に関する公示（以下この章

において「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

第十五・八条 参加のための条件

- 1 調達機関は、対象調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該対象調達の要件を満たすための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保するものに限定しなければならない。
- 2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、
 - (a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一若しくは二以上の契約を締結したこと又は当該締約国の領域において事務経験があることを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。
 - (b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。
- 3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすかどうかを評価するに当たり、次のことを行う。
 - (a) 調達機関が属する締約国の領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。
 - (b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件にのみ基づいて評価すること。

4 締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる資料がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。

- (a) 破産又は支払不能
- (b) 虚偽の申告
- (c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備
- (d) 租税の不払

5 この条の規定は、物品が生産され、又はサービスが行われる領域において、調達機関が、労働者の権利（締約国により認められ、かつ、第十九・三条（労働者の権利）に規定するもの）に関連する法令が遵守されることを促進することを妨げるものではない。ただし、調達機関がとる措置が、第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）の規定に適合する態様で適用される場合において、締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないときに限る（注）。

注 締約国が当該措置を採用し、又は維持することは、他の締約国が労働に関して第十九章（労働）の規定に基づく義務に違反し

た証拠と解すべきではない。

第十五・九条 供給者の資格の審査

登録制度及び資格の審査に係る手続

1 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。

2 締約国（その調達機関を含む。）は、次のことを行つてはならない。

(a) 自国の調達への他の締約国の供給者の参加に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用すること。

(b) 他の締約国の供給者を供給者の名簿に記載することを妨げ、若しくは遅延させるため、又は特定の調達について他の締約国の供給者を考慮しないようにするため、登録制度又は資格の審査に係る手続を利用すること。

選択入札

3 締約国の措置により選択入札を用いることが認められている場合及び調達機関が選択入札を用いる意図

を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。

- (a) 供給者に対し対象調達の参加申請書の提出を招請する調達計画の公示を行うこと。
- (b) (a)に規定する調達計画の公示に第十五・七条（調達計画の公示）3(a)、(b)、(d)及び(g)から(i)までに規定する情報を含めること。

4 調達機関は、次のことを行う。

- (a) 関心を有する供給者が調達への参加を申請することができるよう調達の前に十分な余裕をもって公示を行うこと。
- (b) 入札期間の開始までに、当該調達機関が第十五・十四条（期間）3(b)の規定による通知を行った資格を有する供給者に対し、少なくとも第十五・七条（調達計画の公示）3(c)、(e)及び(f)に規定する情報を提供すること。
- (c) 資格を有する供給者の全てが入札書を提出することを認めること。ただし、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準又は選択することを正当とする根拠を当該調達機関が調達計画の公示に明記した場合を除く。

- 5 調達機関は、入札説明書が3に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、4(c)の規定に従って選択された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようにすることを確保する。

常設名簿

- 6 締約国（その調達機関を含む。）は、常設名簿を作成し、又は保持することができる。ただし、当該締約国が、関心を有する供給者に当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示が毎年行われること又は電子的手段により常に閲覧に供されることを条件とする。当該公示には、次の事項を含める。

(a) 調達について当該常設名簿が使用され得る物品及びサービス又は物品群及びサービス群についての説明

(b) 供給者が当該常設名簿に記載されるために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていることを審査するために調達機関又は他の政府機関が用いる方法

(c) 調達機関又は他の政府機関の名称及び所在地その他当該調達機関に連絡し、当該常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報

- (d) 当該常設名簿の有効期間及び当該常設名簿を更新し、若しくは失効させる方法、又は有効期間が定められていない場合には当該常設名簿の失効の公示を行う方法の記述
 - (e) 適当な場合には、当該常設名簿への記載のための申請書を提出する期限
 - (f) 当該常設名簿がこの章の規定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述。ただし、当該記述が第十五・六条（調達に関する情報の公表）2の規定に従って公表された情報により公に入手可能な場合を除く。
- 7 常設名簿を作成し、又は保持する締約国（その調達機関を含む。）は、6に規定する公示に定める参加のための条件を満たす全ての供給者を合理的な期間内に当該常設名簿に記載する。
- 8 常設名簿に記載されていない供給者が第十五・十四条（期間）2に規定する期間内に当該常設名簿に基づいて行われる調達に係る参加申請書及び全ての必要とされる書類を提出する場合には、調達機関は、当該参加申請書を審査する。当該調達機関は、入札書を提出することが認められた期間内に当該参加申請書の審査を完了することができない場合を除くほか、当該調達において当該供給者を考慮から除外してはならない。

調達機関の決定に関する情報

9 締約国の調達機関その他の機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載の申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する決定を速やかに通知する。

10 締約国の調達機関その他の機関は、供給者の参加申請若しくは常設名簿への記載の申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供給者に速やかに通知し、及び要請に応じ当該供給者に対してその決定の理由の書面による説明を速やかに提供する。

第十五・十条 限定入札

1 調達機関は、限定入札を用いることができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として、国内の供給者を保護するために又は他の締約国の供給者を差別するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

2 調達機関は、限定入札を用いる場合には、調達の性質に応じて、第十五・七条（調達計画の公示）、第十五・八条（参加のための条件）、前条（供給者の資格の審査）、次条（交渉）、第十五・十二条（技術

仕様)、第十五・十三条(入札説明書)、第十五・十四条(期間)又は第十五・十五条(入札書の取扱い及び落札)の規定を適用しないことを選択することができる。調達機関は、次に規定するいずれかの場合に限り、限定入札を用いることができる。

(a) 事前の公示、参加の招請又は入札の招請に対する次に掲げるいずれかの場合。ただし、当該調達機関が公示又は入札説明書に定める基本的要件を実質的に変更しないことを条件とする。

- (i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合
- (ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合
- (iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合
- (iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合

(b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

- (i) 必要とされるものが美術品であること。

- (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。
- (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。
- (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者又は権限を与えられたその代理者から受ける場合
 - (i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス若しくは設備との互換性若しくは相互運用性の要件又は当初の供給者による保証に基づく条件その他の技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。
 - (ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、当該調達機関に著しい不都合が生じ、又は当該調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。
- (d) 調達する物品が商品市場又は商品取引所において購入される物品である場合
- (e) 原型又は最初の物品若しくはサービスであって、限定的な試験の用途に供されるもの又は調査、実験、研究若しくは独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として調達機関の要請により開発されたものを当該調達機関が調達する場合。原型又は最初の物品若しくはサービスの

独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な品質基準に合致するものとして当該原型又は最初の物品若しくはサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。ただし、新たに開発された物品又はサービスのその後の調達は、この章の規定に従って行うものとする。

(f) 当初の契約には含まれていないが当初の入札説明書の目的の範囲内にある追加の建設サービスが、予見することができない事情により、当該当初の契約に定める建設サービスを完了するために必要となった場合。ただし、当該追加の建設サービスのために締結する契約の総価額は、当該当初の契約の価額の五十パーセントを超えてはならない。

(g) 例外的な処分、清算、倒産、管財人による管理等により極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入する場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を除く。

(h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該設計コンテストがこの章の規定に適合する方法で行われること。

(ii) 当該設計コンテストが、独立の審査員団によって、当該設計コンテストの受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。

(i) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを購入することができない場合において、真に必要なとき。

3 調達機関は、2の規定による個々の契約の締結について報告書を作成し、又は記録を保持する。当該報告書又は記録には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに2に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となったものを示す説明を含める。

第十五・十一条 交渉

1 締約国は、対象調達について、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第十五・七条（調達計画の公示）の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が

交渉を行う意図を明示した場合

- (b) 評価を行った結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合

2 調達機関は、次のことを行う。

- (a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従って行われることを確保すること。

- (b) 交渉が終了した場合には、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定めること。

第十五・十二条 技術仕様

- 1 調達機関は、締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。

- 2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に

従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めるところ。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めること。

3 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、当該調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

4 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対して求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

5 調達機関は、特定の調達のための仕様を作成するに際して市場調査を実施することができる。

6 この条の規定は、調達機関が、天然資源の保全又は環境の保護を促進するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することを妨げることを意図するものではない。

7 この章の規定は、締約国又は調達機関が、政府の機微な情報の保護に必要な技術仕様（当該締約国の領域外における当該情報の保存、ホスティング又は加工について影響を及ぼし、又は制限する仕様を含む。）を立案し、制定し、又は適用することを妨げることを意図するものではない。

第十五・十三条 入札説明書

1 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を、関心を有する供給者が速やかに入手することができるようにし、又は要請に基づき関心を有する供給者に速やかに提供する。当該入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

(a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特質、範囲及び判明している場合には数量（当該数量が不明な場合には、当該数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性の証明、設計図、図案又

は解説資料を含む。)を含む。)

- (b) 参加のための条件（供給者が提出することを要求される資金上の保証、情報及び文書を含む。）
 - (c) 落札に際して考慮される全ての基準及びこれらの基準の相対的な重要性
 - (d) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所
 - (e) 入札書の評価に関連するその他の条件
 - (f) 物品の納入又はサービスの提供の期日
- 2 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ等の要素を考慮する。

- 3 調達機関は、関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずる。ただし、当該関連情報は、当該供給者が他の供給者よりも有利となるものであってはならない。

変更

- 4 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める評価の基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供

する場合には、次の要件に従い、当該基準若しくは要件の変更の公示若しくは提供を行い、又は修正され、若しくは再度提供される調達計画の公示を行い、若しくは入札説明書の提供を行う。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に調達に参加していた全ての供給者が当該調達機関に知られている場合には、当該全ての供給者に公示し、又は提供すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供した時と同様の方法で入手可能とすること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が当初の入札書を変更し、再提出することができるように十分な早い時期に公示し、又は提供すること。

第十五・十四条 期間

通則

1 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者が入札説明書を入力するため並びに参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するため、十分な期間を定める。

- (a) 調達の性質及び複雑さ
- (b) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十日目の日以後の日に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。

3 調達機関は、4及び5に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

- (a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日
- (b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するかどうかを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

4 調達機関は、次の(a)から(c)までに定める条件の一又は二以上を満たす場合には、3に定める入札期間

を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。

(a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。

(b) 入札説明書を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにすること。

(c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。

5 調達機関は、次の場合には、3に定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

(a) 調達機関が第十五・七条（調達計画の公示）の規定に基づく調達予定の公示を調達計画の公示の十二

箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合

(i) 調達の説明

(ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることができる見込まれる日

(iii) 調達に関する文書を手入することができる場所

(iv) 調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全てのもの

(b) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3に定める入札期間が実際的でなくなる場合

(c) 調達機関が商業上の物品又はサービスを調達する場合

6 5の規定と併せて4の規定を適用する場合には、いかなるときも、3に定める入札期間を十日未満の期間に短縮することとなつてはならない。

7 調達機関は、関心を有し、又は参加する全ての供給者に対し、共通の期限に従つて参加申請書又は入札書を提出するよう求める。提出のための期間及び延長される場合には延長される期間は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。

第十五・十五条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従つて受領し、開札し、及び取り扱う。

2 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

3 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならぬ。

4 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、十分に契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であつて、公示及び入札説明書に定める評価基準にのみ照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

5 調達機関は、この章の規定に基づく義務を回避する目的で、選択権を利用し、対象調達を取り消し、又は締結された契約を変更し、若しくは終了させてはならない。

第十五・十六条 落札後の情報

供給者に提供される情報

1 調達機関は、入札書を提出した供給者に対し、落札の決定を速やかに通知する。当該調達機関は、その

通知を、書面により、又は3に規定する公示に落札の日が含まれている場合には当該公示を速やかに行うことにより、行うことができる。当該調達機関は、供給者から書面による落札情報の提供を要請された場合には、書面により当該落札情報を提供する。

2 調達機関は、次条（情報の開示）の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関が当該落札者とされなかった供給者の入札を選択しなかった理由又は落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

3 調達機関は、公式に指定された公表の手段により、対象調達に関する落札の決定の後速やかに公示を行う。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達された物品又はサービスについての説明
- (b) 当該調達機関の名称及び所在地
- (c) 落札した供給者の名称及び住所
- (d) 落札価額

- (e) 落札の日又は当該調達機関が1の規定に従い既に落札の日を供給者に通知している場合には契約の日
- (f) 用いられた調達方法及び第十五・十條（限定入札）の規定に従って手続を用いた場合にはその利用の根拠となった状況についての簡潔な説明

記録の保持

- 4 調達機関は、落札の後少なくとも三年間、対象調達に関する入札の手続及び落札に関連する文書、記録及び報告書（第十五・十條（限定入札）3に規定する記録及び報告書を含む。）を保持する。

第十五・十七條 情報の開示

締約国への情報の提供

- 1 締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの章の規定に従って行われたかどうかを示すために十分な情報（適当な場合には、落札された入札の特色及び相対的な利点に関する情報を含む。）を秘密の情報を開示することなく速やかに提供する。この情報を受け取った当該他の締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2 この章の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者の正当な商業上の利益を害することとなる情報又は供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を開示してはならない。ただし、法令により要求される場合又はこれらの情報を提供した供給者の書面による承認がある場合は、この限りでない。

3 この章のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

- (a) 法令の実施を妨げることとなる場合
- (b) 供給者の間の公正な競争を害するおそれのある場合
- (c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合
- (d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十五・十八条 調達の実務における健全性の確保

各締約国は、自国の政府調達における腐敗行為に対処するために刑事上又は行政上の措置があることを確

保する。当該措置には、当該締約国の領域において政府調達に関連する詐欺その他の違法行為を行ったと当該締約国が認めた供給者を無期限に又は一定の期間当該締約国の調達に参加する資格がない者とするための手続を含めることができる。各締約国は、また、調達に従事する者又は調達に影響を及ぼす者の潜在的な利益相反を可能な限り排除し、又は管理するための政策及び手続を有していることを確保する。

第十五・十九条 国内の審査

1 各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する当該供給者からの次の事項についての異議申立て又は苦情申立て（以下この条において「苦情申立て」と総称する。）を無差別な、時宜を得た、透明性のある及び効果的な態様で審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局（以下この条において「審査当局」という。）を維持し、設置し、又は指定する。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a) この章の規定の違反

(b) 当該供給者が締約国の法令上この章の規定の違反につき直接に異議を申し立てる権利を有しない場合には、この章の規定の実施のための当該締約国の措置の調達機関による不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があった旨の苦情申立てを行う場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、適当な場合には、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情申立てについて解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び行政上又は司法上の審査のための手続の下では正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情申立てについて公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。各締約国は、自国の苦情申立ての制度に関する情報を一般に入手可能なものとする。

3 締約国は、審査当局以外の機関が最初に苦情申立てについて審査する場合には、供給者が当該機関の原決定に対し当該苦情申立ての対象である調達機関から独立した公平な審査当局に上訴することができることを確保する。

4 締約国は、審査当局が1に規定する違反又は不遵守があった旨を決定した場合には、損失又は損害に対する賠償を、入札の準備のために生じた相当の費用又は苦情申立てにより生じた相当の費用のいずれか又は双方に限定することができる。

5 各締約国は、審査当局が裁判所でない場合には、当該審査当局の審査手続が次の手続に従って行われる

ことを確保する。

(a) 供給者は、書面による苦情申立てを準備し、これを提出するための十分な期間を与えられる。その期間には、当該苦情申立ての原因となった事実を当該供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であってはならない。

(b) 調達機関は、供給者による苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査当局に対して全ての関連文書を提供する。

(c) 苦情申立てを行った供給者は、当該審査当局が当該苦情申立てに関する決定を行う前に、調達機関の回答に応ずる機会を与えられる。

(d) 当該審査当局は、供給者による苦情申立てに関する決定を、当該決定の根拠についての説明を付して、適時に書面により行う。

6 各締約国は、次の事項を定める手続を採用し、又は維持する。

(a) 苦情申立てについて解決するまでの間の迅速な暫定的措置であって、供給者が調達に参加する機会を維持するためのもの及び当該締約国の調達機関がこの章の規定を実施するための措置を遵守することを

確保するためのもの

(b) 是正措置（4に規定する賠償を含めることができる。）

当該手続は、これらの措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

第十五・二十条 附属書の修正及び訂正

1 締約国は、附属書十五―Aの自国の表に関する修正又は訂正（以下この条において「修正」と総称する。）の提案を他の締約国に第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じ書面で送付することにより通報する。締約国は、修正が行われる前の既存の適用範囲の水準と同等の適用範囲の水準を維持するために必要な場合には、適用範囲の変更のための補償的な調整を提供する。当該締約国は、補償的な調整の申出を自国の通報に含めることができる。

2 締約国は、修正の提案が次の(a)又は(b)のいずれかに関するものである場合において、いずれの締約国も提案された修正について次の(a)又は(b)に該当しないことを理由とする3の規定に基づく異議を申し立てな

いときは、他の締約国に対して補償的な調整を提供することを要しない。

(a) 締約国が調達機関による対象調達について自国による監督又は自国の影響を実効的に排除した当該調達機関

(b) 附属書十五 A の自国の表に関する純粋に形式的な訂正及び軽微な修正（例えば、次に掲げるもの）

(i) 調達機関の名称の変更

(ii) 自国の表に掲げる一又は二以上の調達機関の合併

(iii) 自国の表に掲げる一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が全て附属書十五 A の同一の節に掲げる調達機関として加えられる場合に限る。）

(iv) 参照ウェブサイトの変更

3 1 の規定に従って通報された修正の提案によりこの章の規定に基づく自国の権利が影響を受ける締約国は、他の締約国に対し当該修正の提案に対する異議を当該修正の提案の通報が送付された日から四十五日以内に通報する。

4 締約国は、提案された修正（調達機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排

除されたことに基づく当該調達機関に関する修正を含む。) に対して異議を申し立てる場合には、当該提案された修正について明確にし、合意(当該調達機関について引き続きこの章の規定が適用されることを含む。)に達するため、追加の情報(政府による監督又は政府の影響の性質に関するものを含む。)を要請することができる。修正を行う締約国及び異議を申し立てた締約国は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。

5 修正を行う締約国及び異議を申し立てた締約国が異議に係る問題を協議によって解決した場合には、当該修正を行う締約国は、その解決について他の締約国に通報する。

6 委員会は、合意された修正を反映するため附属書十五―Aを修正する。

第十五・二十一条 中小企業の参加の促進

1 締約国は、中小企業が経済成長及び雇用に重要な貢献をすることができること並びに中小企業の政府調達への参加の促進が重要であることを認める。

2 締約国が中小企業に対する特恵的な待遇について規定する措置を維持する場合には、当該締約国は、当該措置(適格性の基準を含む。)が透明性のあるものであることを確保する。

3 各締約国は、中小企業による対象調達への参加を促進するため、可能かつ適当な範囲で、次のことを行う。

- (a) 単一の電子的な窓口において、調達に関連する包括的な情報（中小企業の定義を含む。）を提供すること。
- (b) 全ての入札説明書が無償で入手可能なものとするよう努めること。
- (c) 電子的手段その他の新たな情報通信技術により調達を行うこと。
- (d) 調達の規模、企画及び構成（中小企業による下請契約の利用を含む。）を考慮すること。

第十五・二十二条 協力

1 締約国は、政府調達の制度に関する締約国間の理解の増進を達成し、及び締約国間における市場へのアクセスの機会を改善するため、政府調達市場の国際的な自由化を促進するために協力が締約国間の共通の利益であることを認める。

2 締約国は、次の事項について協力するよう努める。

- (a) 供給者の政府調達への参加を、特に中小企業に関して促進すること。

- (b) 規制の枠組み、最良の慣行、統計等に関する経験及び情報を交換すること。
- (c) 政府調達の制度における電子的手段の利用を発展させ、及び拡大させること。
- (d) 政府調達における最良の慣行に関し、政府職員の能力を向上させること。
- (e) この章の規定を実施するため、制度上の強化を行うこと。
- (f) 調達機会を多言語により提供する能力を向上させること。

第十五・二十三条 政府調達に関する小委員会

締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る政府調達に関する小委員会（以下この章において「政府調達小委員会」という。）を設置する。政府調達小委員会は、いずれかの締約国の要請により、この章の規定の実施及び運用に関する事項（次の事項を含む。）に対応するために会合する。

- (a) 前条（協力）に規定する締約国間の協力
- (b) 第十五・二十一条（中小企業の参加の促進）に規定する対象調達への中小企業による参加の促進
- (c) 経過措置の利用
- (d) 次条（追加的な交渉）に規定する追加的な交渉についての検討

第十五・二十四条 追加的な交渉

1 政府調達小委員会は、この章の規定について見直しを行うものとし、次のことを目的として、追加的な交渉を行うことについて決定することができる。

(a) 附属書十五―Aに掲げる調達機関の表の拡大並びに同附属書に規定する除外及び例外の削減により、市場アクセスの適用範囲を改善すること。

(b) 附属書十五―Aに規定する基準額を改定すること。

(c) 附属書十五―A第H節（基準額の調整方式）に規定する基準額の調整方式を改定すること。

(d) 差別的な措置を削減し、及び撤廃すること。

2 締約国は、この協定の効力発生の日の後三年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉（地方政府に関する適用範囲（注）を含む。）を開始する。また、締約国は、当該交渉の開始前又は開始後においても、地方政府の調達を対象とすることについて合意することができる。

注 他の締約国における地方政府の機関が行っている調達と同種の調達を中央政府が行う締約国については、当該交渉に地方政府ではなく中央政府に関する約束を含むことができる。